

一人の同志と首切られてなるものか、裏切者、懐病者には普救しろ

ハネろ  
承いストライキの同一日の翌日一日の四ノ  
ニイウヤ奴等が奪ひ取らしたる俺達は力と以  
てとりもたせろ  
用意はよいか、争議国本部は二度も解散  
を、東大合会が解散させた、デモで怒るの兄弟  
は奪はれた、今度こそ奪ひ取り、よむ事は決し  
てすべし

それではどうするかの、

指導部と信用し九の指導部を固く守ることか  
何は下し俺達の恩を、ささぐんでおいて置く  
事か、今日若輩のたす、場には在りておいて  
決して個人行動として行なはれない、各階に散  
開してかり友の集金を強硬に力すため、責任  
者はよく気よくかり友の集金協力は敵の又きを  
おろして争ひを執るにはわくして行なはれないこ  
とだ

よく訓練され大軍隊の如く戦に勝つ  
青年部を準備隊は日頃の任務を怠るるな

ストライキの拡大！  
合同青年同盟持たれん

日暮軍の某自動車ボデー工場には俺  
達と同様大解雇に及ぼしてストライ  
キに入らうとしておる、ボデー工場の  
兄弟は組合同盟本部のサボタージュ  
に憤慨して集金の獲り下は強硬して  
まをんとしておる  
ボデー工場の兄弟と腕をくんで奴等  
を視階級に攻撃しよう  
軍連争議委員会を合同して持て、  
天賦の合同争議団の方、  
解雇通知と予告手当は早急に本部に  
出つて来い、おとめいへ、おとめいへ

5.7.31  
5/31

警秘第二四一九號

昭和五年七月二十八日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿  
社會局長官 吉田 茂殿  
各廳 府 縣 長 官 殿

(北海道、京都、大阪、神奈川、  
兵庫、愛知、静岡、福岡)

建築金物商會労働争議ニ関スル件(第十報)

要旨  
(一)工場主の臨時職工二十名を雇ひ、従来出賃中、但兵卒ト共ニ作業継続中  
(二)半強固側ニハ本部ニ所、解散命令を以テ高末高末系と提携団体共ニ種案講究中  
(三)工場主の中ハ三ヨリ當朝情謀ニ向者ヲ招致セリト懸隔アリト解決スルニ至リガ

標記争議ニ関スル其ノ後ノ状況左記ノ通ニ有之

記